

白 指 審 第 5 号

平成26年10月28日

白井市長 伊澤 史夫 様

白井市指定管理者選定審査会

会 長 手 島 茂 樹



指定管理者の候補者の選定について（答申）

平成26年10月1日付け白財第284号で諮問のありました  
このことについて、別紙のとおり答申します。



## 1. 指定管理者の候補者の選定について

平成26年10月1日付け白財第284号で諮問のあった白井市高齢者就労指導センターについて、第1次審査及び総合審査により公正かつ慎重に審査した結果、指定管理者の候補者を次のとおり選定しました。

番号	施設の名 称	指定管理者の候補者の名称等	指 定 期 間
1	白井市高齢者就労指導センター	白井市清戸765番地の2 公益社団法人 白井市シルバー人材センター 理事長 伴 隆夫	平成27年4月 1日 ～ 平成32年3月31日

## 2. 審査方法等

当選定審査会は、6名の委員により、平成26年8月12日に第1回会議を開催し、審査日程を決定するなど本年度の審査に向け準備を行うとともに、市長からの諮問を受け10月21日に審査を行いました。

審査に当たっては、現地視察を行い、施設の設置目的や運営状況等の把握に努めるとともに、施設の設置管理条例が定める指定の基準に沿って、あらかじめ審査会で決定した審査手順、審査票により、市民サービスの向上を重点に経費の節減効果を加味しながら、審査を行いました。

今回の応募団体については、1者指名であること、現在当該施設の指定管理者であり、管理運営状況等について、毎年度モニタリング報告を受けていることなどから、第2次審査を省略し、第1次審査及び総合審査により審査を行いました。

具体的には、第1次審査では、応募団体にも同席を求め、応募団体から提出のあった事業計画書の提案内容について、施設管理所管課から概要説明を受けたうえで、項目ごとに市が求めた内容を満たしているか、提案内容の実現可能性はあるか等を中心に審査を行い、細部について応募団体にも確認を行いながら公正な審査に努めました。

また、他市等において指定管理者の経営破たんによる指定の解除・辞退等が見受けられるため、長期にわたり継続して安定的に管理を行える候補者を選定することが重要との認識から、応募者の財務状況については、慎重に審査したところです。

なお、審査項目のうち類似施設の運営実績については、当該施設を運営した実績も含まれることとしました。

総合審査では、第1次審査の審査結果を基に総合的な視点から審査結果の確認を行い、最低基準点数を上回ったことから指定管理者の候補者として選定したものです。

### 3. 総評

当該施設は、1者指名であり単独の施設であること、応募者も高齢者の就業機会を確保し、組織的に提供する業務を担う公益法人であることから、サービス等の評価について十分な審査時間を確保するとともに、サービス等の評価点数と価格評価点数の配点割合については、サービス等の評価点数にあつては90%に、価格評価点数にあつては10%とし、よりサービスの提案に重点を置き、審査手順に従って慎重な審査を行い、適切な候補者の選定が行えたものと考えています。

なお、個別の審査結果・意見については、別添の指定管理者候補者選定審査票及び審査会意見の概要のとおりです。

審査会としましてもより適切な審査に努めて参りますので、市におきましても市民ニーズに対応した、より質の高いサービスの提供が図られるよう要望します。

また、指定管理者による適切な管理運営が行われるよう、指定管理者の管理状況について注視してまいりたいと考えます。

白井市指定管理者選定審査会	会 長	手島	茂樹
〃	副会長	志村	善明
〃	委 員	武田	良昭
〃	委 員	中村	順子
〃	委 員	松山	豊
〃	委 員	伊藤	道行

高齢者就労指導センター指定管理者候補者選定審査票

選定基準	審査項目	候補者
		公益社団法人 白井市シルバー人材センター
(1)事業計画書による施設の管理が市民の平等な利用を確保し、サービスの向上が図られるものであること (平等利用・公共性)	・管理運営の基本方針について (基準点数 5点×6人=30点)	41
(1)事業計画書による施設の管理が市民の平等な利用を確保し、サービスの向上が図られるものであること (サービス向上)	・市民サービスの向上方法について (基準点数 5点×6人=30点)	42
	・利用者ニーズの把握方法と対応について(基準点数 5点×6人=30点)	43
(2)事業計画書の内容が公の施設の効用を最大限に発揮させ、かつ効率的な管理が図られるものであること。 (効用発揮)	・自主事業の実施計画について (基準点数 5点×6人=30点)	43
	・緊急時の対応について (基準点数 5点×6人=30点)	41
	・利用促進の方法について (基準点数 5点×6人=30点)	41
(2)事業計画書の内容が公の施設の効用を最大限に発揮させ、かつ効率的な管理が図られるものであること。(経費節減)	・管理運営経費の削減方法について (基準点数 5点×6人=30点)	43
(3)事業計画書に沿った管理を安定して行う能力を有するものであること。 (物的要件)	・申請者について (基準点数 5点×6人=30点)	47
	・類似施設の運営実績について (基準点数 5点×6人=30点)	34
(3)事業計画書に沿った管理を安定して行う能力を有するものであること。(人的要件)	・管理体制について (基準点数 5点×6人=30点)	40
(3)事業計画書に沿った管理を安定して行う能力を有すること。 (物的要件)	・施設、設備の維持管理について (基準点数 5点×6人=30点)	40
(4)関係法令を順守するものであること (個人情報保護)	・個人情報の保護について (基準点数 5点×6人=30点)	41
(4)関係法令を順守するものであること (その他の関係法令等)	・関係法令について (基準点数 5点×6人=30点)	40
サービス等の評価点数(基準点数13項目×5点×6人=390点)		536

(2)事業計画書の内容が公の施設の効用を最大限に発揮させ、かつ効率的な管理が図られるものであること。(経費節減)	・指定管理料の提案額について	17.4
	・指定管理料の妥当性、実現可能性について	36
価格評価点数		53.4
総評価点数		589.4

## 【審査会の意見の概要】

高齢者就労指導センターは、高齢者が健康で生きがいのある自立した生活を送るため、高齢者の就労に必要な技能の習得及び教養の向上に資することを目的に平成12年4月1日に開設した施設で、開設時から地方自治法の管理委託制度により、「社団法人 白井市シルバー人材センター」（平成24年4月1日に公益社団法人に名称変更）が管理を行っており、平成18年度から指定管理者に移行した際も引き続き指定管理者に指名され管理を行ってきました。

平成27年3月末で3回目の指定期間が満了することから、これまでも適切な管理を行ってきた「公益社団法人 白井市シルバー人材センター」による管理が望ましいとして、市から1者指名を受け申請されたものです。

また、今回の募集にあたっては、指定管理期間を長期にすることにより安定した運営を期待し3年から5年に変更しています。

審査会では、これまでの管理者を継続して指名したものであることや管理状況について毎年度終了時に報告を受けていることなどから、第2次審査を省略し、第1次審査・総合審査により審査を行いました。

その結果、当審査会は、サービス等の評価点数が最低評価基準を上回っていることから「公益社団法人 白井市シルバー人材センター」を高齢者就労指導センターの指定管理者の候補者として選定しました。

### [候補者の主な選定理由]

- ① 管理運営の基本方針や市民サービスの向上方法、利用者ニーズの把握方法と対応の提案から、当該施設の設置目的を良く理解したうえで、平等利用の確保、市民サービスの向上が期待できること。
- ② 自主事業の提案などから、施設の効用を発揮した効率的な管理が期待できること。
- ③ 団体の財務状況や、これまでの管理実績、維持管理及び管理体制の提案等から、安定した管理を行う能力を有していると認められること。
- ④ 市が必要としている基準点数を上回る得点であり、全体として適切な管理運営が期待できること。

### [付帯意見]

※ 申請の手続きに規定する団体の経営を説明する資料のうち、財務諸表の提出については、今回から指定期間が3年から5年に変更となったことから、次回の申請では、5年分とすることが必要と考えます。

## 審 査 経 過

1. 第1回会議《平成26年8月12日(火)》出席委員 6名
  - (1) 非公募施設の審査方法について
  - (2) 審査手順の決定
  - (3) 今後のスケジュール調整
  - (4) 審査予定施設の現地視察（白井市高齢者就労指導センター）
  
2. 諮問（平成26年10月1日 白財第284号）  
市長から手島会長あて  
白井市高齢者就労指導センターの指定管理者の候補者の選定について
  
3. 第2回会議《平成26年10月21日(火)》出席委員 6名
  - (1) 諮問文（写）の配付
  - (2) 募集・申請状況の報告
  - (3) 審査票の決定
  - (4) 白井市高齢者就労指導センター指定管理者の候補者の選定  
（第1次審査：総合審査：指定管理者候補者の決定）
  - (5) 今後のスケジュール確認
  
4. 第3回会議《平成26年10月28日(火)》出席委員 4名
  - (1) 答申について
  
5. 答 申《平成26年10月28日(火)》